

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、一層の企業価値向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めていく。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンスコードのすべての項目を実施します。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4.政策保有株式】:政策保有上場株式の縮減に関する方針及び議決権行使基準

政策保有株式の縮減に関する方針

当社は政策保有上場株式について個別銘柄ごとに検証し、当社の中長期的な企業価値の向上に資さない銘柄は売却を検討し、縮減を進めてまいります。

ただし、株式保有先上場会社の財務状況に限らず、提携関係、取引関係、事業上の関係の維持・強化、その他地域社会への影響の観点等から、経営戦略やリスクへの対応等の非財務面での状況も考慮して総合的に勘案し、当社の中長期的な企業価値の向上に資する上場株式については保有していく方針といたします。

上記の方針に基づき、取締役会において政策保有株式の検証を行っており、今後も定期的に見直しを行ってまいります。

議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権の行使については、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、政策保有先上場会社の経営方針を尊重した上で、中長期的な企業価値向上や、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス及び社会的責任の観点から議案毎に確認して、議決権の行使を判断いたします。

【原則1-7.関連当事者間の取引】:関連当事者間取引の適切な手続

取締役は、会社の利益を最優先する忠実義務を負っており、当社取締役についてはこれを取締役規則で改めて定めるとともに、当社執行役員に対しても執行役員規則により取締役と同等の義務を課しております。

具体的には、取締役又は執行役員が自己又は第三者のために会社と取引をする場合(利益相反取引)には、当該取締役はその利益相反取引について重要な事実を開示して取締役会の事前の承認を得なければならないと、また、会社と利益相反取引をした取締役又は執行役員は、その取引につき重要な事実を取締役会に報告することとしております。

そして、上記承認及び報告がなされる取締役会には、独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が出席していることから、利益相反取引については社外役員による監督もなされております。

なお、当社においては、主要株主は存在しないため、主要株主との取引はございません。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金の運用にあたっては、従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、人事部が所管部署となり資産運用委員会を設置するとともに、年金資産の運用に関する基本方針を策定し、運用状況のモニタリング及び運用受託機関の評価を適切に行える体制を整備した上で外部の専門機関に委託しております。

【原則3-1.情報開示の充実】:情報開示の充実としての必要項目

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

当社の企業理念及び中期計画は、以下のホームページアドレスに掲載しております。

企業理念 <http://www.cgco.co.jp/company/principle.html>

中期計画 <http://www.cgco.co.jp/company/strategy.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、一層の企業価値の向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応することができる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めてまいります。

当社は、取締役会と監査役会をコーポレートガバナンスの基礎とした上で、執行役員制度を導入し、重要な経営事項に関する意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離することにより取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。また、監査・監督機能を高めるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担っております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定する際の方針と手続

当社の役員報酬制度は、固定報酬と連結業績や配当を反映した変動報酬によって構成、決定しており、業績や配当を意識した経営を動機づける設計としております。また、業務執行から独立した立場である、社外取締役及び監査役には、業績などを反映した変動報酬は相応しくないため固定報酬としております。

取締役の報酬は、株主の利益を害する危険を排除するため、取締役全員に支給する総額を株主総会決議により定め、各取締役に対する具体的配分の決定については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が出席している取締役会に委ねられ

ております。

具体的には、退職金慰労制度を廃止し賞与支給を取りやめて成果を反映させた報酬体系に一本化し経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、株主総会で取締役の報酬限度額を月額3,600万円以内、監査役の報酬限度額を月額1,000万円以内と決議頂いております。その範囲内で各取締役の具体的配分は指名・報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で、各監査役の具体的配分は監査役会で決定しております。

なお、当社の事業報告及び有価証券報告書においては、当該事業年度における取締役の報酬総額を社外取締役の報酬総額も認識できる形式で開示いたしております。

#### (4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の方針と手続

##### 選任方針・手続

取締役会が指名する取締役候補者及び選任する執行役員は、企業経営の諸問題に精通し、人格、識見、実行力ともに優れ、経営者として職務を全うすることのできる者でなければならないと考えております。取締役候補者の指名に当たっては、指名・報酬委員会の答申及び取締役規則に基づき、取締役会が推薦し、執行役員の選任は執行役員規則に基づき取締役会の決議により選任いたします。取締役及び執行役員に就任した者は、従業員としての身分を失うものとしております。

取締役会が指名する監査役候補者は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、当社及び当社企業集団が従業員、工場・生産設備が所在する地域社会、国内外の顧客・取引先等との協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を出現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を担える者、そして監査役として独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動のできる者でなければならないと考えております。監査役候補者の指名に当たっては、取締役会は指名・報酬委員会の答申を踏まえ、また、監査役会の同意を得なければならない、さらに監査役の選任について監査役は株主総会で意見を述べるすることができます。

##### 解任方針・手続

取締役の職務遂行過程又はその成果が不十分であり、かつ取締役会が当該取締役を引き続き取締役としての職務におくことが不相当と判断した場合には、指名・報酬委員会の答申及び取締役規則に基づき、取締役会が決議し当該取締役に辞任を求めます。辞任しない場合は、会社法に基づき、次回の株主総会の取締役選任議案において取締役候補者から外します。又は、会社法に基づき、株主総会に解任の議案を付議します。執行役員の職務遂行過程又はその成果が不十分であり、かつ取締役会が当該執行役員を引き続き執行役員としての職務におくことが不相当と判断した場合には、執行役員規則に基づき、取締役会は当該執行役員に辞任を求めます。辞任しない場合は、取締役会にて解任を決議します。

#### (5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役会が取締役及び監査役候補の指名を行う際の、個々の指名の理由については、定時株主総会招集ご通知の株主総会参考書類において記載しております。

#### 【補充原則4-1-1.取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社取締役会は、独立性を備えた社外取締役を含む取締役全員で構成し、業務執行に関する会社の意思決定をするとともに取締役の職務執行を監督する機関であります。取締役会の具体的職務は、(1)会社の業務執行の決定、(2)取締役の職務の執行の監督、(3)代表取締役の選定及び解職、であります。取締役会が決定する事項は、(1)重要な財産の処分及び譲受け、(2)多額の借財、(3)支配人その他の重要な使用人の選任及び解任、(4)支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止、(5)社債の募集、(6)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備、(7)定款規定に基づく取締役等の責任の一部免除、(8)その他重要な業務執行、を決定することです。

取締役会は、取締役会が決定すべき上記以外の業務執行の決定を執行役員へ委ねております。

具体的には、取締役会で各取締役及び執行役員の担当を定め、取締役会の決議事項は取締役会規則で、社長執行役員又は担当執行役員の決裁事項は稟議規程で定めております。

#### 【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役及び社外監査役を選任するための当社の独立性基準は、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者(社外監査役の場合は当社又はその子会社の非業務執行取締役を含む。)でない方といたしております。

具体的な独立性判断基準は、独立役員又はその近親者が、以下の基準に抵触しない方としております。

当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

当社の主要な取引先又はその業務執行者

当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家

当社の主要株主又は主要株主の業務執行者

当社又はその子会社の業務執行者

当社又はその子会社の非業務執行取締役(社外監査役の場合)

なお、上記独立性判断基準に係る主要事項に関する当社の判定基準は以下の通りとします。

ア.近親者とは、二親等内の親族とします。

イ.当社の主要な取引先は、以下のいずれかに該当する取引先とします。

・主要な販売先は、売上高の10%以上とします。

・主要な借入先は、有利子負債の10%以上とします。

・主要な支払先は、以下のそれぞれの科目計の10%以上とします。

売上原価

販売費及び一般管理費

資本的支出

ウ.当社の主要株主は、10%以上の議決権を保有している株主とします。

エ.業務執行者とは、役員その他、重要な使用人(事業場長)を含みます。

また、以下の項目いわゆる属性情報がある場合には、招集通知の選任議案、事業報告、有価証券報告書、独立役員届出書及びコーポレートガバナンス報告書等積極的に開示しております。

a.上場会社の取引先又はその出身者

b.社外役員の相互就任の関係にある先の出身者

c.上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

以上、独立性判断基準の外に、専門分野における有識者としての経験・識見を当社の経営に活かしていける方を独立社外取締役の候補者として選定いたしております。

【補充原則4-11-1.取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性、規模及び取締役選任の方針・手続】

当社は、取締役会を構成する取締役人数を10名以内としており、的確かつ迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。また、当社取締役会が、企業経営の諸問題に精通し、人格、識見、実行力ともに優れ、経営者として職務を全うすることのできる者より、バランスよく構成されるべきであると考えております。

さらに、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期は会社法上の任期である2年を定款で1年に短縮し、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたしております。

【補充原則4-11-2.取締役及び監査役の上場会社兼任状況】

当社は、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめることとしております。また、当社は、その兼任状況を定時株主総会招集通知又は事業報告等に記載し株主宛に発送するとともに当社ホームページ等へ毎年これらを掲載し開示します。

【補充原則4-11-3.取締役会全体の実効性】

当社は、2020年3月に全取締役・全監査役に対しアンケート方式により自己評価を実施いたしました。そして、その結果を元に、取締役会において分析・評価を行いました。

その結果、総じて取締役会を実効的に機能している旨の回答が多数を占め、実効的に機能しているという評価となりました。

前回の分析・評価で認識した課題である、役員報酬・最高責任者後継指名プロセスについては、指名・報酬委員会を設置し、また役員間の連携体制については、社外役員の意見交換会を開催する等、改善に向けた取り組みを進めていることが確認されました。一方で、今回の分析・評価においては、取締役会の運営方法、社外役員と内部監査部門の情報共有等の課題が抽出されるとともに、各役員より多様な意見が提示されました。

当社は、実効性評価の結果及び課題への対応を踏まえ、取締役会の機能を高める取り組みを今後も継続して進めてまいります。

【補充原則4-14-2.取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社取締役は、企業経営の諸問題に精通し、人格、識見、実行力ともに優れ、経営者として職務を全うすることのできる者であり、誠実かつ忠実に職務を全うし社業の発展に努めるため、取締役は経営の責任者の一翼を担うことを自覚し、他の規範となるように常に自己研鑽を重ねなければならないこととしております。

当社監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っております。よって監査視点形成のため、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握し監査品質向上のため常に自己研鑽に努めなければならないことといたしております。

具体的な方針については、イーラーニングを利用した事例でのコンプライアンス、セミナーによる役員の法的責任とコンプライアンス、役員を対象とした各種ガイドブックの配布、当社の各種委員会が開催する説明会等による知識の習得及びトレーニングの実施であります。

当社は、取締役・監査役が会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たせるよう必要な知識の習得やトレーニングの機会の提供、斡旋やその費用の支援を行いこうした対応が適切にとられているか否かを確認しております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると考えております。株主からの対話の申込みに対しては、内容の重要性に応じて株主平等原則の下に合理的な範囲で前向きに対応すべきと考えております。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する取締役会としての方針は以下の通りであります。

(1) 目配りを行う経営陣又は取締役の指定

株主との対話全般について、その統括を行い建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣又は取締役としては、代表取締役並びにIRに関する事項を業務分掌にもつ事業場を担当する取締役又は執行役員を指定する。

(2) 対話を補助する社内の有機的な連携のための方策

株主及び投資家との対話は、IRに関する事項及び株主総会を総括する経営管理室企画総務グループが担当し、これを経理部門、法務部門が補助する他、対話の内容に応じて管理部門、営業部門、技術部門、研究部門、製造部門等の各事業場が主体となり、又は主体となる事業場を支援する。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

決算説明会の開催、並びに決算短信をはじめとする適時開示書類、事業報告・株主総会招集通知等の株主宛発送書類、有価証券報告書、アニュアルレポート等の当社ホームページへの掲載による当社事業の適時の資料提供、議決権行使書の他インターネット及びプラットフォームによる議決権行使方法等、対話に資する環境の整備に取り組む。

(4) 株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対するフィードバックのための方策

対話において把握された株主及び投資家等の意見・懸念等は、必要に応じて取締役会若しくは担当する取締役又は執行役員へ報告され、当社の今後の経営の参考とさせて頂くとともに必要な場合はその旨の回答を行う。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社の取締役等及び従業員等を対象とする内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則を定めて、伝達規制、入手規制及び漏洩防止等のインサイダー情報の管理を定めるとともに、インサイダー情報に基づく取引禁止、インサイダー情報に基づく取引推奨の禁止、事前申請及び許可に基づく当社株式等の売買手続、役員等の取引規制及び決算期にかかる取引規制等を定めて当社株式等の売買の規制を図る。

また、会社は取締役等及び従業員等全員に対し、正式に公表した以外の秘密情報を職務上の目的以外に使用し、開示、漏洩しないことを内容とする誓約書の提出を求める。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

| 氏名又は名称                                      | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|---|-----------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)                      | 2,898,500 | 7.16  |
| 野村 絢  | 2,853,400 | 7.05  |
| (株)日本カストディ銀行(信託口)                           | 2,259,100 | 5.58  |
| みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行 | 2,017,800 | 4.98  |

|  |           |      |
|--|-----------|------|
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST | 1,447,300 | 3.57 |
| NOMURA AYA   | 1,125,500 | 2.78 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO   | 928,800   | 2.29 |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)(退職給付信託口・山口銀行口)   | 860,000   | 2.12 |
| (株)日本カストディ銀行(信託口5)   | 838,500   | 2.07 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS                                     | 834,400   | 2.06 |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 |    |
| 親会社の有無          | なし |

#### 補足説明

1. 上記の大株主の状況は、2020年9月30日現在の状況を記載しております。また、上記のほか、当社が保有している自己株式が2,474,905株あります。

2. 2020年9月8日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社南青山不動産及びその共同保有者である野村絢氏及び株式会社シティインデックスイレブンスが、2020年9月1日付でそれぞれ株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年9月末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿に基づいて記載しております。

3. 2020年9月9日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー (Silchester International Investors LLP)が、2020年9月7日付で株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年9月末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿に基づいて記載しております。

### 3. 企業属性

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部        |
| 決算期                 | 3月            |
| 業種                  | 化学            |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上       |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社以上50社未満    |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 10名    |
| 定款上の取締役の任期             | 1年     |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 9名     |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 3名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名     |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性  | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |
|-------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--|
|       |     | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |  |  |  |
| 相澤 益男 | 学者  |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |
| 西出 徹雄 | その他 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |
| 鯉沼 希朱 | 弁護士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|------|--------------|-------|
|----|------|--------------|-------|

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 相澤 益男 | 相澤益男氏は現在、当社の取引先又はその出身者、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。  | 相澤益男氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であります。また、長年にわたる研究者、大学教授、学長及び科学技術分野における公的機関の有識者としての経験、識見を有しておられます。この経験に基づいた有益な提言、助言をいただくことで、当社グループの重要事項の決定及び経営全般の監督に対して貢献していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。<br>なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社が定める独立性の基準に該当する方はございません。 |
| 西出 徹雄 | 西出徹雄氏は一般社団法人日本化学工業協会の職務に携わった経験があり、当社は同協会との間取引関係がありますが、その取引金額は2019年度において当社売上原価の0.01%未満であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。<br>なお、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。 | 西出徹雄氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であります。また、長年にわたる行政官、大学教授及び業界団体の運営に携わった幅広い経験、識見を有しておられます。この経験に基づいた有益な提言、助言をいただくことで、当社グループの重要事項の決定及び経営全般の監督に対して貢献していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。<br>なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社が定める独立性の基準に該当する方はございません。           |
| 鯉沼 希朱 | 鯉沼希朱氏は現在、当社の取引先又はその出身者、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。  | 鯉沼希朱氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であります。また、長年にわたる弁護士として企業法務に関する豊富な経験、識見を有しておられます。この経験に基づいた有益な提言、助言をいただくことで、当社グループの重要事項の決定及び経営全般の監督に対して貢献していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。<br>なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社が定める独立性の基準に該当する方はございません。                   |

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

|                  | 委員会の名称   | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|----------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬委員会 | 5      | 0       | 2        | 3        | 0        | 0      | 社内取締役   |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬委員会 | 5      | 0       | 2        | 3        | 0        | 0      | 社内取締役   |

補足説明

・委員会の役割

取締役会の諮問に応じて、主に以下の事項について審議し、取締役会に答申を行います。

- (1) 取締役及び監査役の選任及び解任に関する株主総会議案の原案
- (2) 代表取締役及び業務執行取締役の選定及び解職の原案
- (3) 業務執行取締役の職務分担の原案
- (4) 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会議案の原案
- (5) 取締役の個人別報酬等の決定に関する方針の原案
- (6) 上記の決議をするために必要な基本方針等の制定、変更、廃止
- (7) 最高経営責任者等の後継者の育成方法への関与

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 5名     |
| 監査役の数      | 5名     |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査部門である監査部は、会計監査人から、監査計画・重点監査項目、監査結果の概要及び内部統制に関するリスクについて、説明を受け、意見交換を行うとともに、相互に問題の共有化を図り、監査の実効性・効率性を高めております。また、監査役は、適宜、会計監査の往査とその際の監査講評に立ち会うほか、会計監査人から監査の実施経過について適宜報告を受けております。監査役及び監査部との関係については、監査役は、内部監査の整備、運用状況を確認するために、定期的に監査部の監査計画や監査結果をヒアリングし、監査状況について相互に情報を交換し、協力体制を構築し、関係強化を図っております。また必要に応じて監査部に対して調査を求める等、監査の充実と効率化を図っております。

会計監査人は、八重洲監査法人に委嘱しております。会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、三井智宇、渡邊考志、西山香織であります。会計監査業務に係る補助者の構成としては公認会計士6名、その他3名であります。

監査部は、内部統制について、その目的をより効率的に達成するため、モニタリング機能を担っており、当社グループの内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、必要に応じて、その改善を促し、代表取締役、当社及び子会社等の業務監査全般も含め、監査状況等の報告を行っております。また、財務報告リスク評価委員会及び監査役にも、適宜報告し、内部監査の実効性をより高めております。

内部統制部門との関係については、財務報告リスク評価委員会規程に基づいて設置した財務報告リスク評価委員会において、経営の意思決定及び会計事実が財務報告に与える影響の評価及び分析を行い、財務報告の信頼性を確保するための活動を行っており、当該委員会には監査部及び常勤監査役が出席しております。その他内部統制を担う環境安全推進委員会、独占禁止法遵守推進委員会、グループ品質コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会、コンプライアンス推進委員会等の各種委員会においても適宜出席し実効的な監査が行われるよう体制を整えております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の数                | 3名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名     |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 菊池 謙  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 堀 正明  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 河合 弘行 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|------|--------------|-------|
|----|------|--------------|-------|

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 菊池 謙  | 菊池謙氏は太平洋セメント株式会社の出身であり、当社と同社との間には取引関係がありますが、その取引金額は2019年度において当社売上原価の0.01%未満であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく同氏は独立性を有すると考えております。<br>なお、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。 | 菊池謙氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であります。また、太平洋セメント株式会社等において長年にわたる業務・経営に携わってこられた経験・識見を有しておられます。これらの経験と識見を活かし、また客観的かつ独立的な立場で取締役の職務執行を適正に監査できると判断し、社外監査役に選任しております。<br>なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社が定める独立性の基準に該当する方はございません。   |
| 堀 正明  | 堀正明氏は現在、当社の取引先又はその出身者、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。  | 堀正明氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であります。また、事業法人等において監査役を務め、また長年にわたる業務に携わってこられた豊富な経験・識見を有しておられます。これらの経験と識見を活かし、また客観的かつ独立的な立場で取締役の職務執行を適正に監査できると判断し、社外監査役に選任しております。<br>なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社が定める独立性の基準に該当する方はございません。 |
| 河合 弘行 | 河合弘行氏は現在、当社の取引先又はその出身者、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。   | 河合弘行氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であります。また、事業法人等において長年にわたる業務・経営に携わってこられた豊富な経験・識見を有しておられます。これらの経験と識見を活かし、また客観的かつ独立的な立場で取締役の職務執行を適正に監査できると判断し、社外監査役に選任しております。<br>なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社が定める独立性の基準に該当する方はございません。      |

## 【独立役員関係】

|        |    |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 6名 |
|--------|----|

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動報酬制度の導入 |
|---------------------------|-------------|

### 該当項目に関する補足説明

2006年6月の定時株主総会終結の時をもって、現行の取締役に対する退職慰労金制度を廃止するとともに、利益処分による賞与支給を取りやめ、取締役の報酬制度の全面的な見直しを行い、成果を反映させた報酬体系に一本化しております。

|                 |  |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 |  |
|-----------------|--|

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

## 該当項目に関する補足説明

2020年3月期の有価証券報告書及び事業報告において報酬等の総額を開示しております。詳細は以下のとおりです。

|           |     |        |
|-----------|-----|--------|
| 取締役       | 10名 | 221百万円 |
| (うち社外取締役) | (3) | (30)   |
| 監査役       | 7名  | 58百万円  |
| (うち社外監査役) | (5) | (23)   |
| 合計        | 17名 | 279百万円 |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

## 1) 個人別の報酬等(固定報酬)の額又は算定方法の決定方針

固定報酬は、役職、職責、役割、評価に応じて、外部専門機関による調査データに基づき、当社の事業規模・業種に類似する企業の報酬水準、当社従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

なお、業務執行から独立した立場である、社外取締役及び監査役には、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとする。

## 2) 業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、役職、職責、役割、評価ごとの変動報酬の基本ベース額に業績連動報酬に係る指標の基準として連結経常利益及び一株当たり配当額に対する当該事業年度(前年度)の業績達成度合いに応じて設定する係数により、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

適宜、環境の変化に応じて同委員会の答申を踏まえた見直しを行う。

## 3) 固定報酬等、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額(全体)に対する割合の決定方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と事業規模・業種に類似する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は同委員会の答申内容を尊重することを条件に、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定する。

なお、報酬の種類ごとの比率目安は、固定報酬:業績連動報酬 = 7:3とする(基準となる業績を100%達成の場合)。

## 4) 取締役に對し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

固定報酬及び変動報酬である業績連動報酬のいずれも、定期同額の金銭報酬にて支給する。

## 5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員が具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長執行役員は、当該答申の内容を尊重し決定しなければならないこととする。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局が取締役会資料の事前配布と議案の事前説明を行っております。

また、監査役会に事務局を置き、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフがこれにあたり、必要な人員を配置しております。さらに、内部監査、経理、総務、法務部門も監査役を補助しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

## 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件<br>(常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|----|-------|------|---------------------------|--------|----|
|    |       |      |                           |        |    |

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

## その他の事項

当社は、定款において、取締役会の決議により顧問を置くことができる旨を定めております。またその任務は、取締役の諮問に応じ、意見を述べるものとしております。現在では、元代表取締役社長等である顧問等につき、該当者はおりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 取締役会、取締役、経営会議、執行役員

当社の取締役は10名以下と定款に定めており、2020年6月26日現在、取締役会は9名(うち社外取締役3名)で構成しております。取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて適宜開催し、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員業務執行を監督しております。経営会議は、2020年6月26日現在、8名の執行役員で構成し、経営会議規則に則り、原則週1回開催し、業務執行上重要な事項を審議・決議し、取締役会への上程議案を審議しております。

取締役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任し、累積投票によらない旨を定款で定めております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するために、取締役の任期を定款で1年以内としております。

### 2. 監査役会、監査役

当社の監査役会は、2020年6月26日現在、監査役5名(うち社外監査役3名)で構成しております。監査役会は、原則として月1回、また必要に応じて適宜開催され、監査に関する重要な事項について協議・決議しております。監査状況については、相互に意見を交換し、効率的、効果的な監査体制を構築しております。また、代表取締役と監査役との相互理解を深め、定期的に会合を開き、経営上及び監査上の重要な課題等について意見交換を行っております。

監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び執行役員業務執行状況を監査するとともに、監査の充実を図るため、各事業場及び子会社等の業務遂行状況に関する監査を行っております。

### 3. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

当社の社外取締役及び社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担う役員であります。

社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、以下の基準に抵触しない方としております。

イ. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

ロ. 当社の主要な取引先又はその業務執行者

ハ. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家

ニ. 当社の主要株主又は主要株主の業務執行者

ホ. 当社又はその子会社の業務執行者

ヘ. 当社又はその子会社の非業務執行取締役(社外監査役の場合)

相澤益男氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担う方であり、且つ、長年にわたる研究者、大学教授、学長及び科学技術分野における公的機関の有識者としての経験、識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。

現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、上記イ～への独立性の基準に抵触する方はございません。

また、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社の取引先又はその出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

西出徹雄氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担う方であり、且つ、長年にわたる行政官、大学教授及び業界団体の運営に携わった幅広い経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。

現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、上記イ～への独立性の基準に抵触する方はございません。

また、同氏は一般社団法人日本化学工業協会の職務に携わった経験があり、当社と同協会の間には取引関係がありますが、その取引金額は2019年度において当社売上原価の0.01%未満であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

鯉沼希朱氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担う方であり、且つ、長年にわたる弁護士として企業法務に関する豊富な経験、識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。

現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、上記イ～への独立性の基準に抵触する方はございません。

また、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社の取引先又はその出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

菊池謙氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担う方であり、且つ、太平洋セメント株式会社等において長年にわたる業務・経営に携わってこられた豊富な経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。

現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、上記イ～への独立性の基準に抵触する方はございません。

また、同氏は太平洋セメント株式会社出身であり、当社と同社との間には取引関係がありますが、その取引金額は2019年度において当社売上原価の0.01%未満であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

堀正明氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担う方であり、且つ、事業法人等において監査役を務め、また長年にわたる業務に携わってこられた豊富な経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。

現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、上記イ～への独立性の基準に抵触する方はございません。

また、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社の取引先又はその出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

河合弘行氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、事業法人等において長年にわたる業務・経営に携わってこられた豊富な経験と識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしました。

現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、上記イ～への独立性の基準に抵触する方はございません。

また、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社の取引先又はその出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

当社は、上記の全社外取締役及び全社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 4. 指名・報酬委員会

取締役及び監査役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することにより、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とし、かつ、1名以上は代表取締役としております。委員長は、代表取締役である委員の中から同委員会の決議によって選定いたします。

#### 5. 会計監査人

会計監査人は、八重洲監査法人に委嘱しております。会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、三井智宇、渡邊考志、西山香織であります。会計監査業務に係る補助者の構成としては公認会計士6名、その他3名であります。

#### 6. 内部監査部門

内部監査部門である監査部は、提出日現在、10名で構成しております。監査部では、内部統制について、その目的をより効果的に達成するため、モニタリング機能を持っており、当社グループの内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、必要に応じて、その改善を促し、代表取締役、当社及び子会社等の業務監査全般も含め、監査状況等の報告を行っております。また、財務報告リスク評価委員会及び監査役にも、適宜報告し、内部監査の実効性をより高めております。

#### 7. 各種委員会

特に重要と認められるコンプライアンスやリスクに関して、これに対応する各種委員会(環境安全推進委員会、独占禁止法遵守推進委員会、グループ品質コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会等)を組織横断的に設置し、各専門テーマに関する審議・調査・指導・啓蒙活動を行っております。

#### 8. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役の取締役会出席並びに社外監査役の監査役会出席により、会社の監督及び監査機能が図られております。特に社外取締役及び社外監査役におかれては、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であるため、取締役会及び監査役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会及び監査役会の恣意的な判断を排除するための役割を担っております。

社外取締役については、取締役会に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、取締役、執行役員、内部監査部門、内部統制部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り会計監査を含めた情報の収集に努めるとともに、社外監査役を含む監査役会と適宜会合を持つ等して会社の監査及び監督機能の充実を図っております。

社外監査役については、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門、内部統制部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、会計監査を含めた情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から会計監査を含めた監査の実施状況及び結果について報告を受けております。

#### 9. 監査機関の連系の状況

監査部及び監査役は、会計監査人から、監査計画・重点監査項目、監査結果の概要及び内部統制に関するリスクについて、説明を受け、意見交換を行うとともに、相互に問題の共有化を図り、監査の実効性・効率性を高めております。また、監査役は、適宜、会計監査の往査とその際の監査講評に立ち会うほか、会計監査人から監査の実施経過について適宜報告を受けております。監査役及び監査部との関係については、監査役は、内部監査の整備、運用状況を確認するために、定期的に監査部の監査計画や監査結果をヒアリングし、監査状況について相互に情報を交換し、協力体制を構築し、関係強化を図っております。また必要に応じて監査部に対して調査を求める等、監査の充実と効率化を図っております。

内部統制部門との関係については、財務報告リスク評価委員会規程に基づいて設置した財務報告リスク評価委員会において、経営の意思決定及び会計事実が財務報告に与える影響の評価及び分析を行い、財務報告の信頼性を確保するための活動を行っており、当該委員会には監査部及び常勤監査役が出席しております。その他内部統制を担う環境安全推進委員会、独占禁止法遵守推進委員会、グループ品質コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会、コンプライアンス推進委員会等の各種委員会においても適宜出席し実効的な監査が行われるよう体制を整えております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、一層の企業価値向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに経営環境の変化に迅速に対応できる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めていくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

この考え方に基づき、当社は、取締役会と監査役会をコーポレート・ガバナンスの基本的体制とした上で、2004年6月29日開催の当社第90回定時株主総会終結後に執行役員制度を導入し、重要な経営事項の意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離することにより取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。

また、監査・監督機能を高めるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が、取締役会の判断の公正を担保し、且つ取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担っております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|  | 補足説明   |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送                                | 会社法では株主総会日の2週間前までに招集通知を発送することと定められておりますが、当社は定時株主総会日の3週間前に招集通知を発送しております。                  |
| 電磁的方法による議決権の行使                               | インターネットによる議決権行使を採用しております。  |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。  |
| 招集通知(要約)の英文での提供                              | 英語版招集通知(全文)を当社ホームページ、東京証券取引所ホームページ及び株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。                |
| その他  | 当社ホームページにおいて招集通知発送日の一週間前に招集通知及び事業報告等の添付書類を掲載しております。<br>また、株主総会終了後には決議通知及び臨時報告書を掲載しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明  | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 通期決算説明会及び第2四半期決算説明会を開催し、代表取締役が説明いたします。      | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 決算短信、アニュアルレポート、適時開示情報、業績推移・財務データ等を掲載しております。 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 経営管理室で対応しております。                             |               |
| その他                     | 株主様宛中間事業報告書及びアニュアルレポートを発行しております。            |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明   |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、地域社会、株主、投資家、顧客、取引先、従業員といったステークホルダーの立場を尊重し、法令遵守はもとより、社会の一員として良識に基づき行動するものとして以下に挙げる規程、規則類を定めております。<br>環境安全推進委員会規程、独占禁止法遵守推進規程、グループ品質コンプライアンス委員会規程、安全保障貿易管理委員会規程、財務報告リスク評価委員会規程、コンプライアンス推進委員会規程、安全衛生管理規程、私的独占禁止法遵守プログラム、下請取引に関するマニュアル、安全保障貿易管理プログラム、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則、個人情報保護方針、外部個人情報管理規程、個人情報管理規程、営業秘密管理規程、ハラスメント防止規程、ソーシャルメディア利用管理規程、内部通報規程、贈賄防止規程など。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 「CSR報告書」の定期刊行をしております。  |
| その他                          | セントラル硝子国際建築設計競技(建築設計アイデアコンペ)を開催しております。   |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法に定める内部統制体制の構築に関する基本方針を2006年5月15日開催の取締役会において決議し、全社的な内部統制体制の整備に努めております。かかる基本方針については、下記に例示しております項目につき一部改正を随時行っており、適切な運用に努めております。

- ・コンプライアンス推進委員会の設置
- ・反社会的勢力の排除
- ・社外取締役の選任
- ・内部通報制度の拡充
- ・秘密情報の適正な管理体制の構築
- ・金融商品取引法改正に伴う未公表の内部情報の伝達及び取引推奨行為の規制
- ・会社法及び会社法施行規則の改正に伴う企業集団における業務の適正を確保するための体制整備及び監査役の監査を支える体制等の整備

当社の内部統制体制は、以下のとおりであります。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会は、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び執行役員の業務執行を監督する。  
コンプライアンス推進委員会を設置し、同委員会を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。  
内部通報窓口について、社内窓口のほか、社外(弁護士事務所)へも窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に資する。  
内部監査部門である監査部は、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行う。監査状況については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役にも適宜報告し、内部監査の実効性をより高める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会、委員会等の各種会議体の議事録作成は、各会議体の規程で定めるとともに、その他重要な意思決定に関する文書の作成は、稟議規程で定めるとし、文書の整理、保存及び廃棄については、情報の適切な管理を行うため、文書保存管理規程を制定する。  
取締役及び監査役は、これらの議事録及び重要文書をいつでも閲覧することができる。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
特に重要と認められるリスクに関しては、これに対応した各種委員会を設置し規程を制定するとともに、各事業部門及び管理部門は、子会社を含めたそれぞれの部門に応じたリスクの管理を行う。  
新たなリスクが生じ若しくは生じ得る場合は、速やかに対応責任者となる執行役員を定める。また、当社の取締役会は、随時、委員会、担当執行役員から報告を受け、若しくはこれらに対し報告を求め、社会的責任を含めたリスクの把握に努め、必要な対応策を講じる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
執行役員制度を導入し、重要な経営事項の意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離して取締役会をスリム化するとともに、職務権限を分担し、業務機構、業務分掌及び職制を定めて、指揮命令系統を明確化し、意思決定が迅速且つ適切に実行される体制を整備する。  
経営会議は、役付執行役員及び取締役会で定めた担当を持つ執行役員で構成し、業務執行上重要な事項を審議・決議し、取締役会への上程議案を審議する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)  
関係会社規程を定め、子会社の状況に応じた必要な管理を行う。  
関係会社規程に従い、各子会社に対する総括責任者として当社担当役員をそれぞれ定めるとともに、各子会社の業務について指導、監督する当社管理部署をそれぞれ定めて、各管理部署は子会社の業務状況について適宜総括責任者に報告、協議するものとする。  
関係会社規程に従い、子会社は重要な経営事項の意思決定にあたっては当社に承認を得るとともに、必要に応じて、決算、業務内容を当社重要会議に報告するものとする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役に事務局を置き、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフがこれにあたり、必要な人員を配置する。また、内部監査、経理、総務、法務部門も監査役を補助する。
7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、監査役スタッフの取締役及び執行役員からの独立性の確保に留意し、必要であると認めるときは、取締役及び執行役員との間で協議の機会を持たなければならないこととする。  
監査役を補助すべき使用人の人事異動、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。
8. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、監査役を補助すべき使用人の体制の強化に努めるものとする。  
補助使用人に関して、監査役監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行うこととする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制・子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が監査役に報告するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、重要な会議又は委員会に出席するとともに、出席しない場合には、付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに報告しなければならない。

取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等は、監査役から調査、報告若しくは説明を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

10. 監査役に報告した取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告した取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けてはならない。

11. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持つ等の方法により、適宜意見交換を行う。

監査役は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について会社に請求することができる。

12. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「企業理念」を掲げ、この「企業理念」の下、当社の利害関係者に対して、誠実な企業活動を行うための行動規範として「行動規範」を制定し、当社及び当社の子会社を含めて全社的に規範の実践を推進している。

取締役会は、9名の取締役(うち社外取締役3名)で構成し、原則として月1回、また必要に応じて適宜開催し、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員の業務執行を監督している。

当社管理部署は各子会社の業務について指導、監督を行い、その状況を適宜総括責任者に報告、協議している。また、子会社は重要な経営事項の意思決定にあたっては当社に承認を得るとともに、決算、業務内容を当社重要会議に報告している。

関係会社社長が出席する会議を年1回開催しており、当社グループの経営課題について意見交換と情報共有を行っている。

内部監査部門である監査部は、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行っている。監査状況については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役にも適宜報告している。

コンプライアンスを確保するための体制

2019年度においてコンプライアンス推進委員会を1回開催し、その活動状況を取締役会に報告するとともに、同委員会を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンス遵守の推進を行っている。

具体的には、当社の役員を対象としたコンプライアンス教育、社長メッセージによる内部通報制度の周知等を必要に応じて行っている。

リスク管理に関する体制

2019年度において各種委員会を適宜開催し、各専門テーマに関する審議、調査、指導、啓蒙活動を行い、その活動状況を取締役会に報告している。また、各事業部門及び管理部門は、子会社を含めたそれぞれの部門に応じたリスクの管理を行っている。

また、営業秘密・重要文書等の情報資産の適切な保護と管理のため、「営業秘密管理規程」、「営業秘密管理基準」、「文書保存管理規程」等を整備している。

取締役の職務の執行に関する体制

執行役員制度を導入し、取締役の監督機能と執行役員の業務執行機能を明確化すると同時に、定期的開催する取締役会で、執行役員等から業務執行に関する報告を受けることとし、業務執行の監督体制を整備、充実している。

2019年度において取締役会を16回開催し、法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員の業務執行を監督している。

監査役の職務の執行に関する体制

2019年度において監査役会を16回開催し、監査に関する重要な事項について協議・決議している。

取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行状況を監査するとともに、各事業場及び子会社等の業務遂行状況に関する監査を行っている。

代表取締役と定期的に会合を開き、経営上及び監査上の重要な課題等について意見交換を行っている。

監査部、会計監査人と定期的に意見交換を行い、相互の連携を図っている。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会において、内部統制体制、すなわち、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」において、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない」ことを決議しております。また「セントラル硝子グループ行動規範」においても同様の規定を置いて周知を図っております。

契約においては、新規及び更新する契約書に契約当事者が暴力団員等に該当しないこと及び暴力団員等と関係を有しないことを現在及び将来に亘って確約するとともに、該当することが判明したときは何らの催告をせず、契約を解除することができる旨の条項を原則設けることとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

(1)基本方針の内容の概要

当社は、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えております。従って、当社の支配権の移転を伴うような当社株式の買付けの提案に応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様のご自由な意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付け行為の中には、<1>買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、<2>株主の皆様が株式の売却を事実上強要するもの、<3>当社取締役会が、大規模買付け者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を提示するために合理的に必要な期間を与えないもの、<4>株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要な情報や時間を十分に提供することなく行われるもの、<5>買付けの条件等(対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等)が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当なものも想定されます。当社といたしましては、株主共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付けを行う大規模買付け者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで株主共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じて当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、大規模買付け行為により、このような株主共同の利益が毀損される場合には、かかる大規模買付けを行う大規模買付け者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

(2)基本方針策定の背景

当社の事業は、建築用ガラス、自動車産業向け加工ガラス、ガラス繊維等の製造・販売等を行うガラス事業、及び、化学品、肥料、ファインケミカル製品の製造・販売等を行う化成事業から構成されており、当社の経営には、1936年の会社設立以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ、従業員、工場・生産設備が所在する地域社会、及び、国内外の顧客・取引先等との間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠であります。また、当社は、ファインケミカル製品を中心とした成長分野である高機能・高付加価値製品分野への経営資源の重点的な投入により、中長期的な視点から企業価値を増大させるべく努めることとしており、このような当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上していくことは困難であり、また、株主共同の利益の維持・向上のためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点からの安定的な経営を行うことが必須であると考えています。当社といたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進等の経営全般にわたる効率化を進めるとともに、基幹事業における構造改革の推進、研究開発及び技術開発を強化し、成長分野への経営資源の重点的な投入や海外展開の加速により、グループ企業力の強化に取り組んでおります。

しかしながら、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の取引関係や経営資源、適切な企業集団の形成等に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となってまいりました。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、大規模買付け者が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。なお、当社といたしましては、あらゆる大規模買付け行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記(1)のとおり基本方針を策定いたしました。

2.基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様へ中長期的に継続して当社に投資して頂くため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記(1)の中期計画等による企業価値向上への取組み、及び、下記(2)のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映していくことにより、上記のような株主共同の利益を毀損する大規模買付け行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1.の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(1)中期計画等による企業価値向上への取組み

(a)当社グループの経営の基本方針

当社及び当社の関係会社(以下、総称して「当社グループ」といいます。)は、「ものづくりで築くよりよい未来」セントラル硝子グループは、ものづくりを通じて、真に豊かな社会の実現に貢献します。」を基本理念とし、その実現に向けて進むべき方向性を具体的に定めた基本方針と合わせ、企業理念として掲げております。

当社グループが創業当時から企業活動の中心に据えております「ものづくり」は、誠実を基本姿勢とした、研究開発、製造、販売等の企業活動全般を意味しており、今後の更なる飛躍に向けても、すべての基礎になるものと考えております。

各事業活動においては、ガラス、化成事業をコアビジネスとして、その事業基盤の強化をはかるとともに、当社が保有する独創的な技術を通じて、高機能、高付加価値製品分野の拡充を図ります。また、環境対応・省エネルギー化の推進や、グローバルな事業展開による収益力の向上に注力し、安定的な財務体質のもと、企業価値を増大させることを常に目指し続けてまいります。

これらの方針のもと、経営全般にわたり効率化を高め企業体質の変革をはかるとともに、研究開発力の強化と成長分野への経営資源の重点的な投入を行い、グループ企業力の強化に努めてまいります。また、レスポンシブル・ケアの方針に基づき、製品の開発から廃棄に至る全ライフサイクルにおける「環境・安全・健康」を確保することにより、社会的責任を果たしてまいります。

(b)中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2018年度を初年度とする中期計画を策定しており、その基本方針及び基本戦略は以下の通りです。

基本方針

事業基盤の強化と独創的な技術を通じて新たな成長へ

- ・取捨選択を行い、事業基盤を強化する
- ・社会全体や顧客のニーズを先読みし、付加価値を供給する
- ・コンプライアンスを遵守し、グローバル企業として社会の発展に貢献する

## 基本戦略

### イ. 中長期的な成長基調への回帰

- ・伸ばすべき事業領域へ選択的に経営資源を分配し、リターンを追求
- ・事業、組織の特性に応じて構造を見直し、成長投資の原資を確保
- ・収益力と効率をアップ、選別投資によりキャッシュ・フローを改善

### ロ. 株主還元、投資、財務規律のバランスの取れたキャッシュ・フローの配分

### ハ. 将来の成長を担保するために研究開発の強化を継続

## (2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等

### (a)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、一層の企業価値の向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応することができる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めてまいります。

### (b)会社の機関及び内部統制体制の整備の状況等

当社は、取締役会と監査役会をコーポレート・ガバナンスの基礎とした上で、執行役員制度を導入し、重要な経営事項に関する意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離することにより取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。また、監査・監督機能を高めるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担っております。

そして、会社法に定める内部統制体制の構築に関する基本方針を2006年5月15日開催の取締役会において決議し、全社的な内部統制体制の整備に努めております。かかる基本方針については、下記に例示しております項目につき一部改正を随時行っており、適切な運用に努めております。

- ・コンプライアンス推進委員会の設置
- ・反社会的勢力の排除
- ・社外取締役の選任
- ・内部通報制度の拡充
- ・秘密情報の適正な管理体制の構築
- ・金融商品取引法改正に伴う未公表の内部情報の伝達及び取引推奨行為の規制
- ・会社法及び会社法施行規則の改正に伴う企業集団における業務の適正を確保するための体制整備及び監査役の監査を支える体制等の整備

## 3.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下、「本対応方針」といいます。)を継続してまいりました。

しかしながら、本対応方針の導入以降の経済情勢、市場の動向、当社の株主構成を含めた当社を取り巻く経営環境の変化やコーポレートガバナンス・コード及び日本版スチュワードシップ・コードの制定後の買収防衛策に関する議論の状況等を考慮しつつ、慎重に検討した結果、本対応方針の有効期間である2019年6月27日開催の当社第105回定時株主総会の終結の時をもって、本対応方針を継続せず廃止いたしました。

なお、当社は、引き続き、基本方針に基づき当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大規模な買付行為を行おうとする者に対しては、大規模な買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

## 4.上記2及び3の各取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記2及び3の各取組みは、いずれも上記1の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものと考えております。従いまして、当社は、これらの取組みにつきまして、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 適時開示体制の概要

当社では、重要な会社情報について、情報管理責任者(事業場長)より経営管理室担当役員及び情報取扱責任者(経営管理室長)に発生後速やかに報告されます。

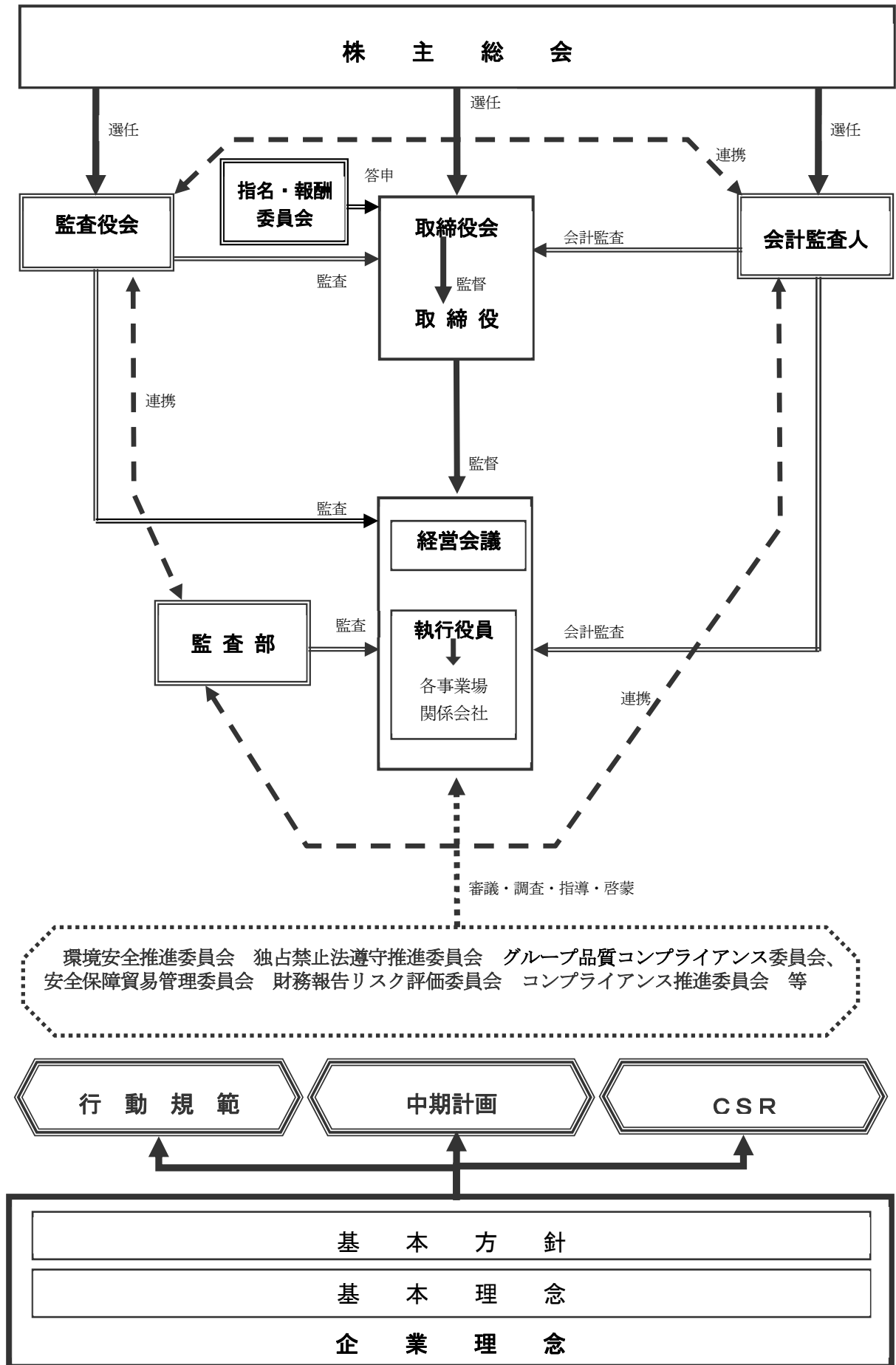
報告を受けた経営管理室担当役員及び情報取扱責任者は、経営管理室、経理部及び事業場長と協議し、東京証券取引所の定める適時開示規則等に準じて適時開示情報か否かの判断を行います。

「決定事実」及び「決算情報」については、経営会議又は取締役会を経て速やかな開示を実施しています。

「発生事実」については、上記手続の外に臨時取締役会を開催し、適時開示に努めています。

当社では、社内規則に「内部情報管理及び内部者取引規則に関する規則」を定め、これの遵守徹底によりインサイダー取引等の発生防止に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



# 適時開示体制の概要（模式図）

